

## 旧中国農村における市場圏と通婚圏

石田浩

## 一、問題の所在

戦前・戦後を通じて旧中国における農村市場（市集）については数多くの研究がなされており、近年、歴史学に加えて社会学や地理学からもアプローチされている。<sup>①</sup>このような農村市場の研究の意義について中村哲夫氏は、次の二点に整理している。<sup>②</sup>第一に、「資本主義列強が中国市場へ進出するにあたり、いかなる回路を通じて開港場から農村への経済的支配を貫徹するのか、という問題の解明に欠くことのできない研究対象であること」、第二に、「中国の農村研究に普遍的な分析視角を提示すること」と述べている。

筆者は中村氏が整理した第二の点に関心があり、それを整理すると次の三点が考えられる。

第一に、戦前の中国研究者の中国農村認識は「アジア的生産様式」「アジア的専制主義」を背景とした「村落共同体」であったが、以下に紹介する論者は若干のニュアンスの差はあるものの、戦中の農村実態調査の分析から「村落共同体」の存在を否定した。例えば、福武直氏は次のように述べる。「吾々がこのような観点から華北村落の協同生活を眺めるとき、吾々には、従来考へられて来た一般的な意見に反して、消極的な性格打算の合理的な性格の方が強い様に思われるのである」<sup>③</sup>。

村松祐次氏は、「それが前述の慣行調査によって、農村における血縁意識の稀薄さが、まず指摘せられた。……（中略）、同時に村の団結力も、一般にははなはだ弱いものであり、そこには旧日本の「村」に見られるような強固な一体感と協同体意識との欠けていることが、様々の事例から強調せられた」<sup>④</sup>と述べる。

旗田巍氏は、「このような中国の村を何と理解すればよいか。……（中略）ただ従来考えられたような村落共同体でないこと、少くとも村落共同体という概念で簡単に割りきるべきでないことはたしかだと思ふ」と。

古島和雄氏は、「かつて、わが国の学界では、旧中国社会における村落の共同体的性格の根強い残存と、そこにあらわれる村落社会の閉鎖性に、中国社会の特徴を認めようとする見解が強い影響力をもっていた。戦前から戦後にかけての多くの研究の成果は、中国農村の共同体的性格の把握の問題にたいして、実証的な調査研究の諸資料をふまえて、戦前の一時期に提起された、この共同体論の論拠を、ほとんど否定し去ったわけであるが、しかし、他面では否定し去るわけにはいかないこのような村の結合の強固さという現象を含めて、これをどう統一的に把握すべきかという点については、なお、改めて検討を加える必要があるように思われる」と述べ、河地重蔵氏は、「村は内部を結合させ、外部に対して障壁となるような強い封鎖性をもたず、経済的のみならず社会的にも、文化的にも、宗教的にも開放的であった」と述べる。さらに、四川省の実態調査に基づく市場理論で研究者達に大きな影響を与えているG・W・スキナー氏も、「中国の農民は閉鎖的な世界に住んでいたといわれるが、その世界とは村落ではなく標準

市場社会のことである。農民の実際の社会範囲は村の狭い境界線よりもむしろ標準市場圏の境界線によって規定されていたと言いたい」と述べる。

これらの論者の多くは、スキナー氏のごとく旧中国農村の閉鎖性を自然村に求めるのではなく、商業町（鎮）を中心としてそれを取り巻く村落群の範囲（市場圏）に求める。すなわち、福武氏の「町村共同体」、古島氏が「一般的にいえば、旧中国農村の地縁的社会として、外部社会にたいして閉鎖性をしめす単位は、農村集市市場の範囲にまで拡がるといえるであろう」と述べる「農村集市市場」、河地氏が次のように述べる「小地方市場圏」しかりである。「この体制の構成単位のなかでもっとも重要なものは、村落ではなく、商業町（鎮）あるばあいは県城を中心とし、周辺の数個あるいはそれ以上の村落をふくむ社会経済圏であったと思われる。村落は著しい開放性をもち、農民が日常経済的、社会的、文化的、宗教的に結びつきあい、それ以上に出ることは稀であった生活圏は、この社会経済圏であった。わたしはこれをかりに小地方市場圏という言葉でよんでおきたい」。

このような村落群を経済的あるいは社会的に取りまとめる市場圏とは一体どのような構造をもつのか。中国村落を理解するうえで非常に関心がある。

次に、商品流通のネットワークとしての市場圏が宗教圏や通婚圏とどのような関係にあるのか。これについてはこれまであまり研究がなく、筆者は市場圏と宗教圏の関係について中村哲夫氏が発表した論文「清末華北における市場圏と宗教圏」<sup>⑭</sup>を知るのみである。

第三に、市場圏と人民公社とがどのような関係にあるのか、あるいはまた、一九七八年一二月の中国共産党第一期中央委員会第三回総会で定められた「農業の発展をはやめる若干の問題についての決定（草案）」<sup>⑮</sup>の中で奨励されている農村自由市場（定期市）と旧農村市場とがどのような関係にあるのか、という点である。

第一の点については、筆者は中国村落がいわゆる「村落共同体」であるという見解に対して、前述の諸研究者と同様批判的であるが、村落が開放的であるという見解に対しても疑問を感じ、農耕・水利・土地の売買、金融、祭祀等において、村落や同族の果たす役割を研究してきた<sup>⑯</sup>。そして、その中で農民を規制する社会経済的な枠が一举に市場圏にまで広がっているのではなく、市場圏に到達するまでも村落や同族の枠があることを主張した<sup>⑰</sup>。このような観点から第二の関心である市場圏と通婚圏との関係を見た場合、どうであるのかというのが本稿の課題である。

恐らく通婚圏形成においても村落や同族という枠が重要な役割を果たしているものと考えられる。というのは筆者が調査した台湾農村の事例では、商品貨幣経済の発達により市場圏が拡大し、同時に農民の社会交通領域も広がってはいいたが、農民の社会関係は同様には広がっていなかったからである。以下に考察を進める。

① 我国における先駆的研究として、加藤繁「清代に於ける村鎮の定期市」『東洋学報』二三ノ二、一九三六年。天野元之助「現代支那の市集と廟会」『東亞学』二、一九四〇年。増井経夫「広東の墟市」『東亞論叢』四、一九四一年等がある。

② これまでの諸研究の文献リストについては、中村哲夫「清末華北における市場圏と宗教圏」『社会経済史学』四〇ノ三、一九七三年の注（3）と、林和生「明清時代、広東の墟と市」『史林』六三ノ一、一九八〇年の注②とを参照されたい。

③ 中村哲夫「清末華北の農村市場」野沢豊・田中正俊編「講座中国近現代史」二、東京大学出版会、一九七八年、一七七頁。

④ 福武直「中国農村社会の構造」福武直著作集第九巻、東京大学出版会、一九七六年、四九〇～四九一頁。

⑤ 村松祐次「中国経済の社会態制」東洋経済新報社（復刊）、一九七五年、一四九～一五〇頁。

⑥ 旗田巍「中国村落と共同体理論」岩波書店、一九七三年、一六七頁。

⑦ 古島和雄「旧中国における土地所有とその性格」山本秀夫・野間清編「中国農村革命の展開」アジア経済研究所、一九七二年、一～二頁。

⑧ 河地重蔵「毛沢東と現代中国」ミネルヴァ書房、一九七二年、一六

五頁。

- ⑨ G・W・スキナー『中国農村の市場・社会構造』法律文化社、一九七九年、四六頁。原典は、G. W. Skinner, "Marketing and Social Structure in Rural China", *The Journal of Asian Studies*, 24-1, 2, 3, 1964-65. の論文の紹介として、斯波義信「G・W・スキナー 中国農村社会における市場・社会構造」『東洋学報』四九〇、二、一九六六年、今井清一「G・W・スキナー 農村中国のマーケットディングと社会構造(抄訳)」『経済地理学の諸問題』五、(未見)がある。また、秋山元秀(『書評』) G. William Skinner (ed), *The City in Late Imperial China* 『史林』六二、一、一九七九年も参照されたい。

⑩ 原文では、Marketing Community と呼ばれている。op. cit. No. 1, p. 32.

⑪ 福武、前掲書、二六〇頁。

⑫ 古島、前掲論文、二二頁。

⑬ 河地、前掲書、一三二頁。

⑭ 中村、前掲論文参照。

⑮ スキナーの論文 vol. 24 No. 3 はこの問題を扱っており、興味がわく。

⑯ 「中国共産党第十一期中央委員会第三回総会コミニケ」『北京週報』一九七八年五二号参照のこと。

⑰ この点については小稿では扱えないので、他の機会に譲りたい。

⑱ 拙稿「華北における水利共同体について」『アジア経済』一八〇、二、一九七七年、「非西欧世界における『社会革命』の意義」『農業問題研究』一四〇、一、一九七八年、「解放前の華中江南農村の性格」『農業経済研究』五一〇、一、一九七九年、「台湾漢人村落における地縁・血縁構造」『農林業問題研究』一五〇、三、一九七九年等を参

照されたい。

⑲ 前掲拙稿「解放前の華中江南農村の性格」を参照のこと。

⑳ 拙稿「台湾漢人村落の社会構造」『アジア研究』二六〇、三、一九七九年を参照。

## 二、市場圏について

### (1) 調査村の概況

本稿で扱う市場圏と通婚圏との関係についての考察のフィールドを『中国農村慣行調査』第三巻、河北省欒城县寺北柴村に求める。これは旧中国農村の通婚圏に関する実態調査としては、恐らく唯一の調査であろう。

さて、欒城县は河北省の西南部に位置し、石家荘の南東五〇華里(約三〇キロメートル)のところにある。県の西端を京漢線が走り、そこに小駅、寶坻(別名、豆干)がある。調査時(一九四〇年代初)の村落数は一六五ヶ村である。<sup>②</sup> 欒城县は棉作地帯で、『中国農村慣行調査』によれば、「全県殆ど平坦地で、県民も大部分農業に従事し、寧晋、趙県等と共に河北の棉作地帯に属し、耕作畝数の七割前後は棉花を栽培し、其他は穀子(粟)、麦・豆・紅薯・玉米等を作る」<sup>③</sup>とある。また、『北支棉花綜覧』によれば、河北省の西南地区(西河区)の棉花は全省の六割を占め、北支産棉地帯中最大の生産額を示している。<sup>④</sup> 具体的には耕地に対する棉

田の割合は、民国二三年で三八・六%、民国二四年で三八・〇%<sup>⑤</sup>であり、民国二九年では四七・五%、民国三〇年では四二・三%<sup>⑥</sup>である。このことから樂城県は西河棉地帯に属し、棉作が比較的普及していると考えられる。

調査村の寺北柴村は県城の北三ノ四華里(約一・七ノ二・三キロメートル)のところに位置し、戸数が一四〇戸、人口が七一〇人(不明四戸の人数は除く)で、華北の平均的な村である。村内の性別構成は、郝姓五三戸(三七・九%)、徐姓二四戸(一七・一%)、劉姓二三戸(一五・七%)、趙姓二〇戸(一四・三%)、王姓九戸(六・四%)、張姓八戸(五・七%)、李姓三戸(二・一%)、于姓二戸(〇・七%)で、姓は八姓しかなく、前四姓が八五・〇%も占めている。通婚が判明するのはこの四姓に張姓の一戸を加えた計一一四戸である。<sup>⑦</sup>

村の耕地所有戸数と経営戸数を規模別に見たのが第一表である。一般に華北において五人家族で最低二〇畝は必要とされるので、<sup>⑧</sup>それぞれの二〇畝以上の戸数の割合を見ると、所有戸数では一三・六%、経営戸数では二七・一%と非常に低く、寺北柴村は貧村であることがわかる。

作目構成は県全体と同じように棉花が中心である。すなわち、「作物の種類及全体との割合如何」棉花(十分の七)、粟(十分

第1表 規模別耕地所有戸数・経営戸数

規模別	所 有 地		経 営 地	
	戸 数	%	戸 数	%
0	6	4.3	25	17.9
0.1~ 4.9	39	27.9	30	21.4
5.0~ 9.9	38	27.1	14	10.0
10.0~14.9	24	17.1	19	13.6
15.0~19.9	8	5.7	7	5.0
20.0~29.9	11	7.9	11	7.9
30.0~49.9	6	4.3	17	12.1
50.0~	2	1.4	10	7.1
不 詳	6	4.3	7	5.0
計	140	100	140	100

出典：『中国農村慣行調査』第3巻 pp.5~6

の三)、小麦(少し)、高粱(少し)、豆類(少し)、野菜(少し)、「生産物の支配的なものは何か」棉花<sup>⑩</sup>あるいは、「棉花は村の面積の中の何割か」十分の四が棉、十分の三が穀物<sup>⑪</sup>、「穀物は」穀子三割、麦子二割、高粱一割、豆(黑豆)一割<sup>⑫</sup>とあり、棉作が普及している。農民はこの棉花を後述する東閩市集に販売し、食糧や生活必需品を購入する。「棉花は如何なる販売方法によるか」東閩の市集で仲介人の手を経る<sup>⑬</sup>とある。

(2) 樂城県における市場圏

同治一二年の『樂城県志』によれば、樂城県の市集は在城集、

治河鋪集、西馬房營（西營）の三ヶ所であり、康熙志には西營集なく寶壚集、高邱集の四ヶ所があったとのことである。村落数は一五六ヶ村である。ところが、調査時の一九四〇年代初期には市集数は一二ヶ所に増加しているが、村落数は一六五ヶ村でわずかに九ヶ村増加したにすぎない。また、人口は同治年間に八七一五六人であったのが、調査時には一二〇一四九人に増加している。このことは、既述した棉作による商品貨幣経済の発達と、人口増により市集が増加したものと考えられる。天野元之助氏によれば、「市場の分布は、人口密度を基礎にし、農業経済の商品化と農村の交通手段に条件づけられる」とあり、石原潤氏も、「河北省では時代と共に定期市の増加が見られ、地域的にはその分布は東北部に疎、西南部に密である。これらの事実は、人口密度と商品経済化の程度の反映であると考えられる」と述べ、市集増加の根拠を商品貨幣経済の発達と人口増に求めている。

調査時の樂城県内の市集を挙げれば、次の十二市集がある。すなわち、東関、城郎、故意、南高邱、前小枚、北安樂、陳村、西營、南趙台、南趙村、寶壚、治河であり、次に『中国農村慣行調査』の農民との応答に基づいて各市集を説明する。

(1)東関。東関は県城に隣接する樂城県最大の市集である。同治年間の『樂城県志』によると、在城集は城内の東大街、西大街と

四関の東関、西関、南関、北関にもあったようであるが、事変後、治安の關係により在城集はすべて東関に移された。すなわち、

「東関の市集はいつごろから出来たものか判らぬか」それは随分古いことだろう、清朝時代からある、従前は城内にもあったが事変後城外にうつった、それは治安のあまりよくない時皇軍が命令で城外にうつした、事変前は四関に分れ、南関は糧食、西関は牲口、北関は布、東関は雜貨其他何でもあったが、それが皆東関にうつり、南関もあるが、北関、西関はなくなった」とある。また、県城には商会があり、糧業・布業・雜貨・棉花・酒業・油業・肉業・飯業・木業・練業・鞋業・菓業の一二の同業公会有ったが、これらも東関に集まり、「東関の集には大体何箇村位来るか」本県の村は全部、金のある糧食店が集っているので、全県から来る」というほど、東関市集の規模は大きい。開市日は一・六・三・八で、一・六の日が大集、三・八の日が小集である。大集には全県から一万人以上、小集には五千人以上集まる。「集の日には何箇村ぐらいの農民がくるか」全県のものが集る。附近の者は尚多いが全県より集る、あるいは「一集日に集る人数は大体のところ判らぬか」陰歴一・六の日は大集で非常に多い。一万以上だろう、三・八は小集だが五千以上集るだろう」とある。また、調査者の安藤鎮正氏も、「大集の日の橋際から南は織るが如き雜

沓を呈する、全県下の部落から集って来るといっているのであるから大集の日の群衆を一概に万餘といつても過言ではあるまい」と述べている。参集者が一万人で一家から一人が市集に出たとすると、鹽城県の戸数が二二〇四三戸であるから、全県下の半数の家から東関市集に集っていることになる。また、同様にして村落数が一六五ヶ村であることから、約八〇ヶ村の者が集っていることにもなる。すなわち、「東関は全県の何割くらい取引するか半分くらい」、「それは金額にしたら年にくらぐらいあるか（東関の棉花取引額）」統計がないから判らぬ。東関には約八十箇村集ると。

(2)城郎。城郎は県城の北東一五華里（約八・六キロメートル）のところに位置する鎮で、開市日は四と九の日である。城郎市集は東関、鹽城、冶河の各市集と同様、牲口市（家畜市）があり、これら以外の市集とは異なり規模がやや大きい。また、常設店舗として雜貨舗、塩店があり、糧食店はない。農民の応答によれば、市集の規模は半径五華里（約二・九キロメートル）以内の者が参集する程度で、参集者は二千人位である。すなわち、「城郎の集は何箇村位集るだろうか」五里以内、ここは事変前は集る人は少なかつたが事変後は多くなつたようだが大体二千人くらいだろう。事変前は数百名」と。

(3)故意。故意は県城の東約二〇華里（約一・五キロメートル）に位置する。開市日は三と八の日で東関の小集と日が重なる。牲口市や常設店舗はない。応答によれば、「故意は『小集である』とのことである。」

(4)南高邱。南高邱は県城の東南一八華里（約一〇・三キロメートル）にあり、開市日は四と九の日である。この市集は花市と糧食市のみで、常設店舗はない。市集の規模は小集である。すなわち、「南高邱は『小さい、事変前より小さい、せいぜい三、五里以内、数百名』と。」

(5)前小枚。前小枚は県城の真南一四華里（約八・一キロメートル）にあり、開市日は隣接市集の南高邱と同じ四と九の日である。前小枚も南高邱と同様、小集で常設店舗もないことから、市場圏は三〜五華里以内で参集者は数百人ぐらゐと考えられる。

(6)北安楽。北安楽は県城の南南西一八華里にあり、開市日は東関の小集と同様、三と八の日である。北安楽も常設店舗はなく、規模も南高邱と同様三〜五里以内で数百人ぐらゐである。

(7)陳村。陳村は県城の西一八華里にあり、開市日は五と一〇の日である。陳村も南高邱と同様、常設店舗はなく、三〜五華里以内で数百人位である。すなわち、「陳村は如何にやはり大きくない。大体右（南高邱のこと―筆者）の如し」と。

(8)西宮。西宮は泉城の南西二〇華里にあり、開市日は二と七の日で、常設店舗はないが、市集の規模はやや大きく、後述する寶

櫃と同規模である。「南趙村、南趙台、北安楽、前小枚等」は如何

に南高邱と同じ位、尚西宮にもあり、ふつうは寶櫃と同じ位、寶

櫃は大したもの、腊月十五日以後陰曆二・七の日(常にも二・七

集)とあり、市場圏は五〜六華里以内であると考えられる。

(9)南趙台。南趙台は泉城の西二華里(約六・九キロメートル

に)にあり、開市日は二と七の日で西宮市集と同日である。南趙

台も他の小集と同様、常設店舗はなく、市は花市と糧食市のみで、

規模は三〜五華里以内、数百人程度である。

(10)南趙村。南趙村は泉城の西一八華里に位置し、開市日は近く

の陳村と同じ五と一〇の日である。南趙村も小集で常設店舗はな

く、規模は三〜五華里以内、数百人程度で、参集村も、「南趙村

などの小集は三、四箇村にすぎぬ」とある。

(11)寶櫃。寶櫃は泉城の西二五華里(約一四・四キロメートル)

に位置する鎮で、付近に京漢鉄路の寶櫃駅がある。寶櫃は元氏県

に接し、市日には元氏県はもとより、滎陽県からも人が来る。開

市日は二と七の日で、牲口市があり、常設店舗として糧食店、雜

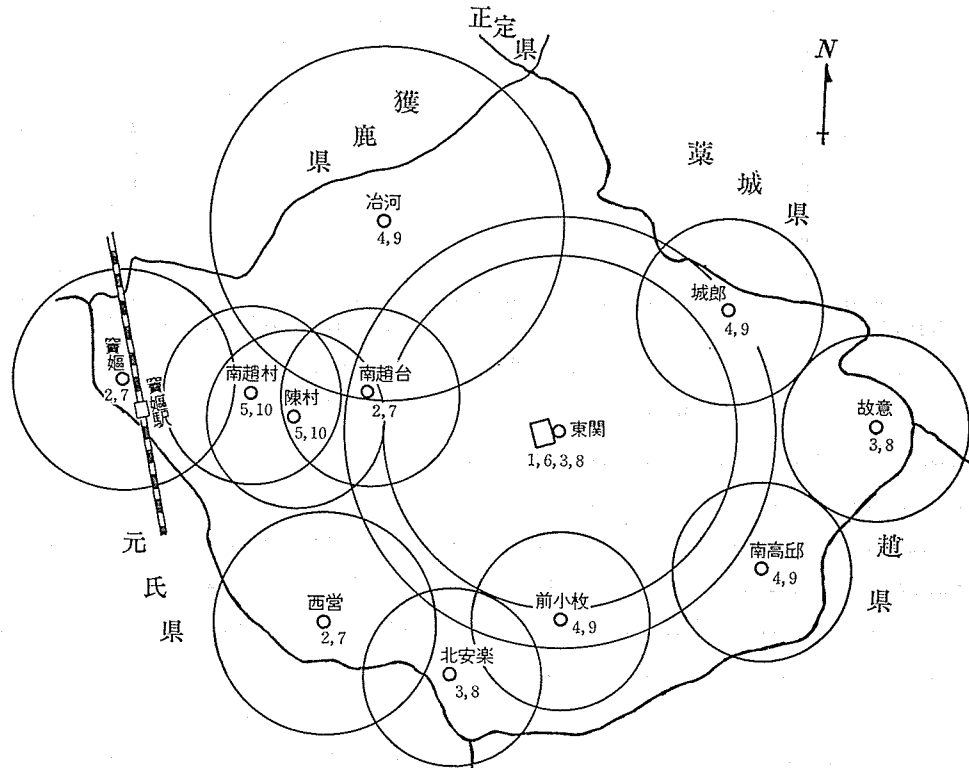
第2表 泉城の市集一覽表

市集名	所在地	泉城より の距離	開市日	主要取引商品	各種の店舗	常設店舗	範圍、参加村落、人数
東関	第1区	隣接	1. 6. 3. 8	各種の商品、牲口市あり	雜貨舖、麵店、(糧食店はなし)		大森80ヶ村1万人以上、小集5千人以上
城邱	2	15里	4. 9	花市、糧食市、牲口市等			5里以内2千人
故意	々	23里	3. 8	——			3〜5里
南高邱	3	18里	4. 9	花市、糧食市のみ			3〜5里数百人
前小枚	々	14里	4. 9	——			3〜5里数百人
北安楽	々	18里	3. 8	——			3〜5里数百人
陳村	4	16里	5. 10	——			3〜5里数百人
西管	々	20里	2. 7	——			5〜6里
南趙台	々	12里	2. 7	花市、糧食市のみ			3〜5里数百人
南趙村	々	18里	5. 10	——			3〜5里数百人
寶櫃	々	25里	2. 7	牲口市あり	雜貨舖、麵店、糧食店、飯舖、藥舖、理髮館		5〜6里、腊月30〜40里、2万人
西河	5	20里	4. 9	花市、糧食市、牲口市等	雜貨舖、麵店、糧食店、飯舖、藥舖、理髮館		10里以内、30〜40ヶ村、最大5千人

出典：『中国農村慣行調査』第三卷、農村金融及び取引篇より作成。



第1図 樂城県の市場圏



出典：第2表より作成。各市集の数字は開市日。

貨店、塩店、飯舗、薬舗、理髮館等がある。市集の規模については、「竇疆のは陳村より大きい。之は時季による、腊月の時は三、四〇里以内のものが来る、二万人が、ふつうでも五、六里以内よってくる、ふつう治河くらい」「十二月頃は何故そんなに多くなるか猪肉をうるものが多い、山に近いので其の地方の猪を皆もってくる。それを買いに集る、城内にも集があるのに城内からも買いに行く」とあり、平常は五〜六華里（二・九〜三・五キロメートル）以内、一二月は特別に規模が大きくなる。

(2) 治河。治河は県城の北西二〇華里に位置する鎮で、竇疆と同様、牲口市や各種の常設店舗がある。市集の規模については、「治河の集へは何箇村位集るか県内北部のもの二十余箇村の外、獲鹿県からも来るから三、四十箇村……」「治河は如何に城郎より大きい、十里以内くらいものが集る、多い時は五千名位集るだろう」とあり、東関の小集の規模ぐらゐあると考えられる。

以上の各市集を表にしたのが第二表である。そして、第二表を鹽城県図に市場圏として求めたのが第一図である。第一図から東関市集の小集圏を半径一〇〜一二華里と推定できる。この数字はこれまでの各氏の市場圏の範圍とほぼ一致する。例えば、百瀬弘氏の青県城集の一五華里<sup>①</sup>、加藤繁氏の「正定県城集の一五華里、楊慶堃氏の山東省鄒平県城集の一〇華里しかりである。

東関の小集と故意市集とは重ならないが、これは開市日が両者とも三と八の日で、この間にある村民はどちらの市集に参加するかを決定するであろう。第一図から判断するに、県城の東関市集の周囲には市集が少なく、県境に多く市集が散在している。そのため東関市集の市場圏が比較的大きくなっている。このような例は各県にも見られる。例えば、石原潤氏は、「県城附近には比較的定期市が少なく、むしろ県城から一定距離はなれた県境近くに市が多く見られる傾向は注目すべきである。……（中略）、これは県城内部ないし四関の市が、多くの県の場合極めて隆盛であり、多くの周辺村落の村人を引きつけ、周辺地域に他の市を成立せしめないことによるものと考えられる」と述べている。

ところで、第二表と第一図から第三区と第四区に市集が多く、しかも市集間距離も非常に近接していることがわかる。第四区は県内の中でも棉花の産出量が多く（全県の二三・七%）、例えば、「県内で土布を沢山出す村は趙台村」とあり、それゆゑに、小さな棉花市が出来たと考えられる。しかし、北安樂、前小枚、西營と、陳村、南趙村、南趙台はあまりにも近接しあっているため市集運営に支障を来たすであろう。これに対し、農産物交易の公正・円滑並びに品種の改良のため一九四一年に「交易場施行令」が公布され、一九四二年に前述の市集は整理統合されて、東関、城

郎、故意、後小枚、西營、南趙村、寶嶺、冶河の八ヶ所の交易場に改められた。<sup>⑩</sup>そしてその他の市集は廃止された。開市日は一部の市集では変更はあったが、大部分は旧来の開市日が踏襲され、<sup>⑪</sup>どの交易場にも牲口市が設けられた。<sup>⑫</sup>

- ① 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』全六卷、岩波書店、一九五二―五八年。以下の引用では巻数と頁数のみ記す。
- ② 第三卷、一八〇―一九頁。
- ③ 第三卷、五頁。
- ④ 満鉄調査部編『北支棉花綜覧』、日本評論社、昭和十五年、九頁。
- ⑤ 満鉄天津事務所調査課『河北省棉産調査報告書』、昭和十二年、二一六頁。
- ⑥ 第三卷、一五頁の「民國三十年第二次農産物收穫高予想調査報告表」に基づく。また、「県内では普通どんな農作物を多く作っているか」棉花が一番多い。県内の土地の百分の四十は総て棉花を植えている。欒城、寧晋、趙県の三県は産棉区といわれている」という応答もある。第三卷、二頁。
- ⑦ 不明が郝姓で三戸、徐姓一戸、劉姓一戸、趙姓一戸あるため計一四戸となる。
- ⑧ 「家族五人の家では土地二十畝を要す」とある。第六卷、一二二頁。また、中西功氏は三〇畝を最低限とされている。「北支では三〇畝を耕作せなければその農業収入のみによって一応食っていくのがカツカツである現状に於ては……」『河北農村経済の概況(一)』『満鉄調査月報』一八ノ四、一九三八年、二七頁。ともあれ寺北柴村の貧困さが理解できる。ちなみに寺北柴村の一戸当平均家族数は五・二人である。
- ⑨ 第三卷、二七頁。

- ⑩ 第三卷、三一頁。
- ⑪ 第三卷、一九七頁。
- ⑫ 第三卷、三三頁。
- ⑬ 『欒城県志』卷二、輿地志、村鎮の条。
- ⑭ 同前。
- ⑮ 石原潤『河北省における明・清・民国時代の定期市』『地理学評論』四六ノ四、一九七三年、二四五頁。
- ⑯ 第三卷、一八〇―一九頁。
- ⑰ 天野元之助『中国農業の諸問題・下』技報堂、一九五三年、八二頁。
- ⑱ 石原潤、前掲論文、二五四頁。
- ⑲ 前掲『欒城県志』、輿地志、村鎮の条。
- ⑳ 第三卷、三五一頁。
- ㉑ 第三卷、三四〇頁。
- ㉒ 第三卷、三五二頁。
- ㉓ 第三卷、三五八頁。
- ㉔ 第三卷、三二五頁。
- ㉕ 第三卷、三二五頁。
- ㉖ 第三卷、三二五頁。
- ㉗ 第三卷、三五一頁。小集・大集の区別は、(1)規模の大小、(2)牲口市の有無によって区別されている。東関の小集・大集は(2)によって区別されている。「大市、小市は何によって区別するか」牲口のある市が大市で、大市には全部揃う(第三卷、三二五頁)とあるが、故意の場合には両者を含んでいると考えられる。
- ㉘ 第三卷、三五一頁。
- ㉙ 第三卷、三二九頁。
- ㉚ 第三卷、三二九頁。
- ㉛ 第三卷、三二九頁。
- ㉜ 第三卷、三二九頁。
- ㉝ 第三卷、三二九頁。
- ㉞ 第三卷、三二九頁。
- ㉟ 第三卷、三二九頁。
- ㊱ 第三卷、三二九頁。
- ㊲ 第三卷、三二九頁。
- ㊳ 第三卷、三二九頁。
- ㊴ 第三卷、三二九頁。
- ㊵ 第三卷、三二九頁。
- ㊶ 第三卷、三二九頁。
- ㊷ 第三卷、三二九頁。
- ㊸ 第三卷、三二九頁。
- ㊹ 第三卷、三二九頁。
- ㊺ 第三卷、三二九頁。
- ㊻ 第三卷、三二九頁。
- ㊼ 第三卷、三二九頁。
- ㊽ 第三卷、三二九頁。
- ㊾ 第三卷、三二九頁。
- ㊿ 第三卷、三二九頁。

④ 百瀬弘「清末直隸省青島市場共同體雜考」『東洋史研究』二七ノ三、一九六八年、八〇頁。ところで、百瀬氏は『同治鑾城縣志』が県内の村落を市集別に列挙してであると、述べておられるが、管見ではそのようなことはなかった。

④ 加藤繁、前掲論文、一八一〜一八二頁。

④ 楊慶堃「市集現象所表現的農村自給自足問題」『大公報』中華民國二三年七月一九日。一般に縣城集は郷集よりも市場圏は広い。市場圏の規模については、天野、前掲書下、山根幸夫「明清時代華北における定期市」『史論』第八集、一九六〇年、倉持徳一郎「四川の場市」『日本大学史学会研究彙報』一、一九五七年等を参照された。

④ 東関市集にスキナー・モデルを適用すれば、大集の市日は他の市集の市日と全く重ならず、大集は中間市場として機能しており、小集は標準市場として機能していると考えられるが、両市集とも規模においてはスキナー・モデルより大きい。

④ 石原、前掲論文、二五四頁。

④ 第三卷、二四頁の「鑾城縣各村状況調査表」に基づく。

④ 第三卷、六五頁。

④ 第三卷、四九五頁。

④ 第三卷、一二頁、四八八頁。

④ 「今までであった市集は一応すべて廃止したのか」今までの市集を交易場に改めたのだ。「右交易場を設けた土地以外には県内に市集はなかったか」小さいのはあったが今は廃止した、第三卷、一二頁。

④ 小枝が四・九の日から三・八の日に変り、故意も三・八の日から五・一〇の日に変っているようである。第三卷、四九七〜四九八頁の資料一一の三、四を参照。

④ 「今年から出来た交易場ではどんなものを売買するか」何でも売買する。例えば棉花・食料・牲畜など、第三卷、一二頁。

### 三、通婚圏について

(1) 旧中国農村における結婚様式

本節では旧中国農村における結婚の様式とその特徴を考察する。

まず、結婚様式であるが、旧中国農村には自由な恋愛結婚や本人同士が出合っしてする見合結婚はない。あるのは親が媒人を通して結婚相手を探す伝統的見合結婚である。すなわち、「時折は媒人のない結婚なきや」ない。「もし媒人のない結婚があればそれを何というか」かかることなし<sup>①</sup>と。また、「自由結婚はないというが親がきめるのか」然り、『父母の命』『媒妁の言』によつてきまる<sup>②</sup>。「最近若いものが自分で嫁を選ぶことはないか」ない<sup>③</sup>とある。そして、親は子供に知らせないまま勝手に定婚（定親、婚約のこと）を行なう。「息子の進堂には定親のことを直ぐ話したか」小帖の交換、請客の時に息子は自然知った、自分から特別に話をしなかった<sup>④</sup>あるいは、「中林は何歳で結婚したか」十七歳、二年前。「中林に定婚のことを当時話したか」しなかった。「子供達は知っているか」知らない、過小帖を交してから評判になるので知る。「親から正式に知らせるのはいつか」結婚する前に知らせる<sup>⑤</sup>と。

定婚とは、「媒介人により両家の者が年齢、家の情況が合えば

婚約の約束をすること」で、

定婚・結婚は一般に若くして行われる。「普通の定婚は何歳位か」十二、三歳で定婚して、小帖を作り、十七、八歳で結婚する<sup>⑥</sup>あるいは、「この辺では男女何歳くらいで結婚するか」金のある家は十三、四で結婚する。普通は十五、

六歳、貧しい家はきまっていない、女は男より三、四歳上<sup>⑦</sup>とある。そして、早婚の場合、妻の年令は夫の年令より二〜三歳上である。寺北柴村における夫と妻の年齢差を表にしたのが第三表である。この表から夫よりも妻の方が年上か、あるいは夫の方が年上であってもその差の小さいのは、早婚と考えられる。年齢差が開くにつれて、再婚や迎娶の例が見られ、夫が妻よりもかなり年上であるのは晩婚である。福武直氏も、「かくて結果されることは、女子には非常に早婚のものが代りに晩婚のものも少いに対し、男子には極めて早婚の者が存在すると同時に晩婚のものも多いということである<sup>⑧</sup>」と述べている。また、氏は河北省農家の婚姻年齢を表にまとめているが、それを見ると、定県五一五農家で一九

第3表 既婚男女の年齢差（男の年齢—女の年齢）

年 齡 差	件 数
- 7	1
- 6	1
- 5	3
- 4	7
- 3	8
- 2	14
- 1	9
0	14
+ 1	10
+ 2	15
+ 3	3
+ 4	7 (後妻1)
+ 5	3
+ 6	5
+ 7	8
+ 8	3
+ 9	5
+ 10	4
+ 11	3
+ 12	5
+ 13	5
+ 14	1 (後妻)
+ 15	0
+ 16	1
+ 17	1
+ 18	4 (後妻と考えられる2)
+ 21	1 (妾)
+ 25	1 (後妻と考えられる)
計	142

出典：『中国農村慣行調査』第三卷、家族篇より作成。

歳までに結婚した男は七七・〇三%、女は七六・五三%、定県大王樺村では男は六二・二六%、女は六三・七五%、庶家村の男では六八・二%、女では七七・五%であり、早婚である。このように早婚であるのは嫁を労働力として利用したためである。すなわち、「結婚の目的は何か」家の人数が少ないから、妻をもらえば助かる」「家の後嗣をつくるという意味ではないか」あるが少い、家庭の手助けのため<sup>⑨</sup>とあり、他の調査村でも、「息子に太太をもらったのはどういことをさせるためか」炊事、着物を作ること、土地の耕作」「炊事や着物を作ることはあなたの太太で、耕作は上の息子二人で間に合わないか」手が足りない、嫁をもらわなければ短工を頼まねばならない」「嫁をもらったら飯を食わ

旧中国農村における市場圏と通婚圏（石田）

第4表 妻の出身村とその人数

村落番号	妻の出身村名	人数(人)	県城からの距離(華里)	寺山柴村からの距離(華里)	村落番号	妻の出身村名	人数(人)	県城からの距離(華里)	寺山柴村からの距離(華里)
1	寺北柴村	16	4	0	28	胡家寨	2	5	7
2	北十里舖	13	5	10	29	宋北固村	2	20	(9.5)
3	崗頭村	9	8	1.5	30	段北固莊	2	15	(5.5)
4	北頭関	8	0	2	31	大周村	2	5	4
5	小周村	8	7	4	32	大東牛村	2	10	6
6	河莊	8	6	(4)	33	李家莊	2	(10.5)	(7)
7	県城内	7	0	4	34	蕢城県提上村	2	(14)	(10.5)
8	榆林道村	7	南関に隣接	(5.5)	35	韓家莊	1	2	(5)
9	朱家庄	7	(3)	2	36	西関	1	0	(4)
10	高南柴家庄	6	東関に隣接	3	37	西董舖	1	8	(7)
11	南薛家庄	5	5	(7)	38	城趙郎	1	15	(10.5)
12	任家庄	5	3	7	39	柴趙村	1	8	(10)
13	任家庄	5	東関に隣接	(4)	40	蘇家油房	1	(5.5)	(5)
14	乏馬舖	5	15	15	41	寺下村	1	4	3
15	焦家莊	4	3	(6)	42	張家庄	1	8	(10)
16	東関	4	0	3	43	張村	1	9	(7)
17	王家莊	3	(3)	(3.5)	44	田家庄	1	2	4
18	五里舖	3	5	5	45	南趙台	1	12	(10)
19	陽陽村	3	14	7	46	彪塚村	1	3	(6.5)
20	狄家庄	3	4	(4.5)	47	馬家莊	1	2	5
21	東柴村	3	4	(6)	48	劉家莊	1	0.5	(5)
22	内营村	3	3	(4.5)	49	八里莊	1	8	11
23	南客村	3	12	4.5	50	小斐村	1	5	5
24	南留村	3	13	(8)	51	呂村	1	12	(12.5)
25	范台村	3	8	10	52	獲鹿県北鄆馬	1	(19)	(15)
26	北張村	3	12	5	53	寧晋県	3	—	—
27	北孟家莊	3	5	3					
	計	186							

出典：『中国農村慣行調査』第三卷，家族篇より作成。県城からの距離は同書と『欒城県志』巻二，村鎮の項による。（ ）の数字は地図上で測った直線距離。

せなければならぬが短工を雇うより安くつくか。然り、安くつく<sup>⑩</sup>、あるいは、「女の方が年長であるようだが、その理由は『大体三、四歳の方が年長、女は家の仕事をするためにもらうものだから』<sup>⑪</sup>とか、「啓鳳に嫁をもらったのは家の人手が足りないからか。然り」<sup>⑫</sup>。女の仕事に手不足だったのか、炊事に手不足だったのか。その当時自分は房山県の鉞山で働いており自分の太太が畑に行けば家が留守になる。畑も炊事も手不足だったから嫁をもらった<sup>⑬</sup>とある。

定婚に先立ち親は相手のことを調べる。「太太の家ことについてはどういうことを調べるか。財産、親のこと、娘のことを調べた<sup>⑭</sup>」と。そして、「門当戸対」（家柄がつり

合う)であれば小帖を交換して定婚する。「その時、何か約束の書面を交換したか」媒人の手を通して互に小帖を交す。男の方が女の方に出し、雙方がこれを受取ったら約束が成立したことになる<sup>⑮</sup>とあり、その際、「姑娘の家へ何か金でも贈ったか」姑娘の家が貧乏であれば彩札として金を渡す<sup>⑯</sup>。彩札は結婚の準備金として媒人を通じて渡すもので、大体四〇〜五〇元ぐらいとあり、また、他の応答では、「定婚の時、男の家から女の家へどれ位金をやるか」五十圓から三〇〇圓位<sup>⑰</sup>とある。

定婚後、媒人を招待し宴会を開く。そして、媒人は聚媳婦(結婚)の前に婚書(大帖)を花嫁側に持って行き、その二〜三日後に結婚が行なわれる。既述したごとく、一般に定婚から結婚まで数年を要し、本人達は結婚のときまで相手の顔を見ることがない。「息子は定婚前または定婚後にその姑娘に会ったことがあるか」結婚するまで会ったことなし<sup>⑱</sup>。「いつ姑娘の顔を見るか」結婚してから<sup>⑲</sup>と。

以上が旧中国農村における伝統の見合結婚であり、この結婚様式において媒人の果す役割が大きいことは理解できる(媒人については後述する)。

次に、旧中国農村における結婚の特徴を考察する。

まず第一に、村内婚は少なく、村外婚が多い。寺北柴村の男に

嫁いで来た妻(後妻、妾を含む)の出身村とその人数を表にしたのが第四表である。これは一四〇戸中一一四戸(八一・四%)の事例である。第四表より見るに、村内婚は一六人(八・六%)で少なく、村外婚は一七〇人(九一・四%)と大多数である。農民との応答にも、「村民の結婚は村内に於いて行なう場合が多いか、それとも他村との間に多いか」他村とする場合が多い<sup>⑳</sup>とある。

その理由として、「村内結婚が少ないのはどうしてか」村では適当な配偶を求めることが困難だから<sup>㉑</sup>。「若し村内に適当な配偶が自由を得られる場合でも他村の人と結婚するのか」村の習慣でその場合でも他村の人と結婚することになっている<sup>㉒</sup>。「村の中で結婚したら具合が悪いのか」別段理由はないが、永年の習慣で村内では殆んどやらないことになっている<sup>㉓</sup>。あるいは「村同志の定婚はあるか」ある<sup>㉔</sup>。「多いか少いか」大きな村にはあるが、小さい村には少い<sup>㉕</sup>。「何故か」小さい村では同姓の者が多いが、大村では異姓の者が多いから<sup>㉖</sup>。「小村に異姓があっても定婚しないのは、定婚をした者同志が恥かしかるからか」然り<sup>㉗</sup>とあり、その理由はあいまいであるが、同村内に異姓が少ないことが考えられる。順義県沙井村では、村内婚をすると街坊の輩(擬制的血縁呼称)が乱れるというのが、第一の理由であった<sup>㉘</sup>。山東省歷城県冷水溝荘では媒人その理由が求められているが、その根本原因は同じ

第5表 夫の姓と妻の姓との関係

夫の姓	妻の姓	数 人(人)
郝	張	10
	趙, 王	各 9
	郭, 劉, 朱, 聶, 李	各 5
	焦, 段	各 3
	楊, 馮, 徐, 房, 耘	各 2
	陳, 常, 胡, 韓, 梅, 程, 殷, 高, 効, 雷, 董	各 1
	劇, 臚, 季, 芦, 孫, 馬, 温	各 1
小計	87	
徐	劉	6
	張	5
	趙	4
	王	3
	尹, 侯, 郭	各 2
	程, 芦, 靳, 孫, 牛, 憑, 房, 田, 吳, 朱, 許,	各 1
	間, 段, 舒, 董	各 1
小計	39	
劉	張	8
	于	3
	吳, 朱, 郭, 芦, 李, 趙	各 2
	常, 邢, 潘, 胡, 郝, 楊, 程, 安, 付, 王, 陳	各 1
小計	34	
趙	張	5
	王, 劉	各 3
	任, 李, 郝, 郭	各 2
	付, 陳, 石, 趙, 翟, 賈, 邱, 裴, 房, 靳, 董	各 1
	馬	各 1
小計	31	
張	張	2
	劉, 温	各 1
小計	4	
合計	合計	195

出典：『中国農村慣行調査』第三卷，家族篇より作成。下線部は同姓婚である。

村に異姓の女性が少ないからのものである。すなわち、「結婚は同村が多いか、他村とするのが多いか」「他村が多い」「どうしてか」媒人がよく他村から周旋してくる、本村なら嫁はそんなに多くない」とある。

第二に、同姓不婚である。前述の村内婚が少ない理由として、この同姓不婚が考えられる。寺北柴村の夫婦の姓を表にしたのが

第五表である。第五表より見るに、同姓婚は一九五例中わずか三例（一・五％）しか存在しない。この三例とも、妻の出身村は寺北柴村ではなく、他村である。村民にとって他村の同姓は同族でないという考えがあり、一応同姓不同宗の結婚はよいようである。すなわち、「同族と考えている範囲は同村の者だけか、隣村の同姓は同族でないのか」「同族ではない」とあるが、しかし、同姓婚



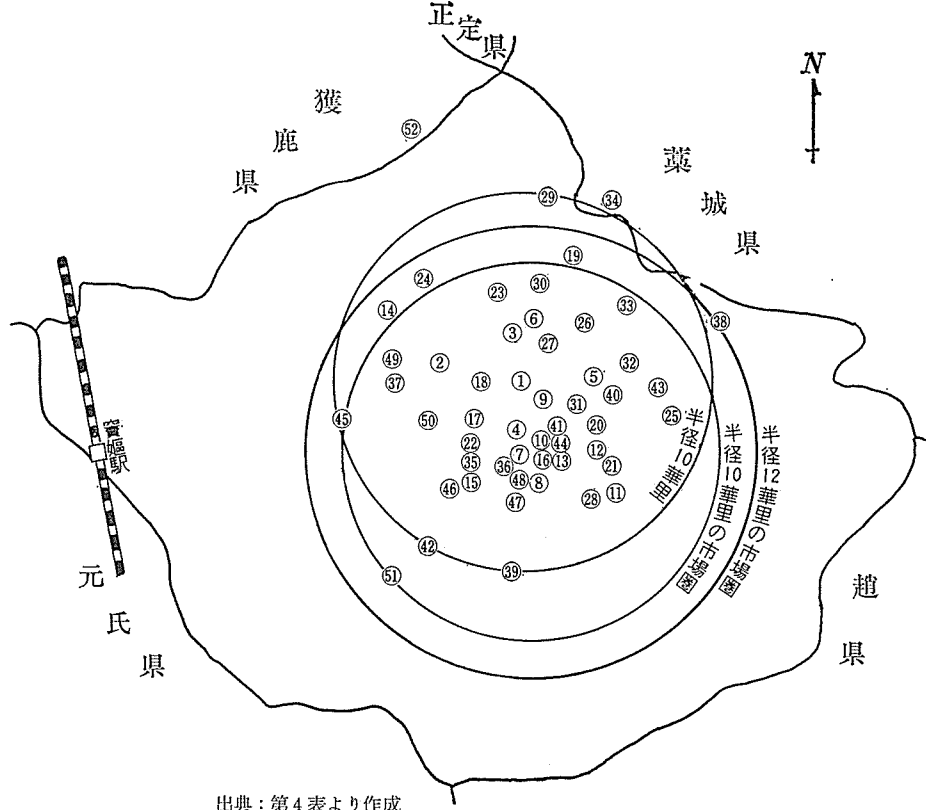
は避けた方がよいと考えているようである。「同姓不同宗の結婚はあるか」ある。「同姓不同宗の結婚はよいか悪いか」不同宗でも昔は同族だから不合格。「同姓は昔は同族だったと思っっているのか」思っっている」と。このような例は、母と妻が同姓である場合にも見られる。寺北柴村において母と妻が同姓の例は四例ある。すなわち、(1)劉生蘭の母(出身村は南客)と妻(乏馬舖村)は張姓、(2)劉二胖の母(小周村)と妻(泉城西街)は于姓、(3)郝六出の母(焦家莊)と妻(焦家莊)は焦姓、(4)郝四妮の母(孫家莊)と妻(孫家莊)は孫姓であり、(3)は同族、(4)も孫家莊が孫姓の同族村であることから同族と考えられる。母と妻とが同姓であることに対して、「母が張氏である場合、同じ張氏から太太をもらうことはよいことか、わるいことか」息子の太太の輩が母の輩よりも低ければよい」とあるが、しかし、その応答のすぐ後に、「母の同族からもらうのと同族でない方からもらうのとどちらがよいか」同族でない方がよい」とあり、息子の嫁として同姓だけでなく、母の同族も排除されることが理解できる。

第三に、寺北柴村の迎妾、未婚、離婚、再婚について簡単に触れておく。

一般に迎妾は金持ちでないと出来ない。例えば、「妾は普通どんな人が持っているか」田舎では子供がない場合」「子がなければ

ば貧乏でももつか」貧乏ではもてない」「金のある人のみか」金があれば妻もない位だから妾は勿論ない」、あるいは「十八、九歳で結婚し二十四、五歳になって子がなければ妾をもらってよいか」問題は金があるかないかで普通は三十歳以上だが、差支えない」「若くて妾をもらったら村人から悪くいわれぬか」笑う人はいない」では十八、九歳で結婚して二十歳位で妾をもつても金さえあれば人は悪くいわないか」いわない」とある。ところが、寺北柴村は貧村のため迎妾は一例だけである。すなわち、郝小單(旦)は三九歳のとき一八歳の妾をもらっている。妾は趙氏で山西省榆次県の出身である。「どうして来たか」小周村の某の妾であつたが、いらなくなったので本村に百圓で買われてきた」とあり、妾は売買されている。迎妾の理由は小單に子がないからで、「小旦は妾を買うとき太太と相談したか」然り」「太太は承諾したのか」然り」「何故承諾したのか」子がなかったから」とある。寺北柴村に迎妾が少ないのは貧村のためであると既述したが、未婚の男が多いことから貧村であることが伺える。例えば、三〇歳以上の未婚の男が一七戸中三三人もいる。「小さい時に定婚をしない人はどうして結婚するか」貧しい家は紹介人が来ない、大きくなって働くようになれば紹介人が来るから、定婚をして結婚する」と。また、河北省昌黎縣侯家營において貧困のため未亡

第2図 寺北柴村の通婚圏



旧中国農村における市場圏と通婚圏 (石田)

出典：第4表より作成

人を嫁としてもらっている例がある。すなわち、「文魁の息子の啓倫はなせ未亡人をもらったのか」啓倫の家(文魁の家)は貧乏で嫁をもらおうと思っても誰もくれないので後家をもらった<sup>⑤</sup>とある。

離婚例は二例あり、両者とも夫の方から離婚を申し出ている。

その原因は妻の不義と夫婦間の性格不一致で、「子を生まないときは『離婚の理由とならない』<sup>⑥</sup>とあるように、子が出来ないだけでは離婚しない。というのは、貧乏人は容易に妻を聚ることができず、簡単に離婚しない。例えば、「村ではどういう時に離婚してよいとなっているか」姦淫、夫婦感情悪劣」「嫁が舅姑に仕えず不孝な時は如何」少々の程度では離婚の理由にならない」「偷盗した時はどうか」後悔して自覚すれば、離婚の理由にならない<sup>⑦</sup>とある。順義県沙井村では、「妻が姦通しても知らなかったら離婚できない、知っていても貧乏で外に妻を求め得ないので知らぬ顔をしていることがある、金持であれば離婚する<sup>⑧</sup>」とあり、貧乏人の離婚は容易でないことが理解できる。

以上が旧中国農村における結婚の伝統的慣行であり、このような慣行に基づいて如何なる通婚圏が形成されているか、以下に考察する。

## (2) 寺北柴村の通婚圏

まず、寺北柴村の通婚圏を第四表から礪城県図上に求めると、第二図のごとくになる。他県からの通婚者は六人(三・二%)で、<sup>⑨</sup>の礪城県提上村と<sup>⑩</sup>の獲鹿県北郡馬は礪城県に隣接しており、第二図からもわかるように恐らく東関市集の大集のときに参集する範囲と考えられる。

いま寺北柴村を中心に半径一〇華里の円周を描くと、一七八人(九五・七%)までが円周内に入り、寺北柴村の通婚圏は非常に狭いことが理解できる<sup>⑪</sup>。次に、東関市集小集圏内の通婚者数を見ると、すでに小集圏の半径を一〇〜一二華里と推定したが、半径一〇華里で第四表から通婚者を見た場合、三九ヶ村一五四人(八二・八%)、半径一二華里では四四ヶ村一六四人(八八・二%)となる。また、第二図に半径一〇華里の円周を描くと、円周内の通婚者は一六五人(八八・七%)、半径一二華里では一七八人(九五・七%)となり、通婚圏は市場圏にほとんど重層していることが理解できる<sup>⑫</sup>。このことは、旧中国農村における村民の日常的社會交通領域として市場圏が考えられるので、当然とも言える。スキナー氏も同様に述べる。「さらに嫁選びは市場社会のなから選ぶ傾向があることを意味する。仲人、それは四川では市場町の茶店にたむろしているが、適齢期の息子をもつ母親は、そういう

旧中国農村における市場圏と通婚圏（石田）

第6表 媒 人 の 性 格

調査村	No.	夫	妻	媒人	媒人と夫・妻との関係
順義県 沙井村	1	蒼上村（沙井村から5華里）の李燕田の息子	本村の楊永源の娘	杜祥	李燕田は杜祥の長男の妻の弟。杜祥は本村人
樂城県 寺北柴村	2	劉連玉	県城内の于氏	趙老能 劉二胖	夫側の媒人・趙老能は本村人で、連玉の父・生蘭の友人。妻側の媒人・劉二胖は本村人で県城に住み、于氏は妻の姪に当たる。劉連玉とは同族
	3	郝中林	北十里舖の雷氏		媒人は中林の姑父（父の姉妹の夫）で北十里舖に住む
	4	郝進堂	西関の程氏	郝順成 林氏	夫側の媒人・郝順成は本村人で同族。妻側の媒人林氏は西関に住み、程氏は姪に当たる。郝順成の妻と林氏の妻は姉妹。
	5	李晩生の息子	張老海の娘		夫妻とも本村人で、媒人は本村人の郝洛魯の妻
歴城県 冷水溝荘	6	郭店の曹会徳	相公荘の人		曹の隣家の女の人
	7	謝景明	李氏	李路梅	景明の父の妹婿、妻の李氏とは同族
	8	謝景山	沙河荘の郭氏		景山の外祖母
	9	李興俊	徐家荘の候氏		媒人は本村人の謝星海の妻で、里が候氏と同じ徐家荘
	10	李興禹	賈氏	李王氏	媒人は賈北賢（妻の父）とは親戚で、夫側の同族の妻
昌黎県 侯家營	11	劉斌奎の四弟	楊荘子の陳氏		族宗の姑
	12	〃	満州公主嶺の人	候元来	奉天で蕪袋商をする本村人
良郷県 呉店村	13	張文会	候庄の周氏	李大拐	祖父時代の夫側の長工
	14	張文魁	宛平県牛家場の賀氏	禹良	本村人の老街坊（近所の人）
	15	張文仲	房山県上萬村の劉氏	高二爺	文仲は高二爺の叔父の車引き
	16	張啓瑞	〃 羅家攻村の劉氏	郭氏の妻	本村人の老街坊
	17	張啓鳳	〃 董家攻村の劉氏	陸老台	父・文会の母の弟の娘婿が媒人の姪
	18	張啓倫	〃 瓦窰の張氏	郭儒	本村人の老街坊
安次県 祖各荘	19	焦蔭貴	武清県薛家營の李氏	陳振興	本村人で妻側の親戚
	20	焦宝	本村の楊順友の娘	焦蔭亭	叔伯哥哥

出典：No. 1 は『中国農村慣行調査』第一巻，No. 2～5 は第三巻，No. 6～10 は第四巻，No. 11～18 は第五巻，No. 19～20 は第六巻より作成。No. 15, 16, 17. は他県より通婚しているが、呉店村より15～20華里の所。第五巻，p. 498。No. 19. は13華里の所，第六巻，p. 90。

仲人の確たる保証を得て、嫁になりうる娘をさがすため、標準市場社会の全体を詳しく調べることが出来た。ところが、その市場社会を一步外へ出ると、候補者を見つける手だてはほとんどない<sup>⑭</sup>と。

果して通婚圏は市場圏と重層するのであろうか。第二図を注意して見ると、通婚圏は寺北柴村を中心に分布しており、県城の南側にその分布は少ない。しかも、通婚者数の多い村は比較的寺北柴村の近くに分布している。この点から当然想定されることは、旧中国農村における伝統的見合結婚には媒人の果す役割が大きく、通婚圏はこの媒人の社会交通領域に規定されているということである。そこで媒人の性格について考察してみる。

まず、どのような人が媒人になるのであろうか。一般に媒人には同族、友人、親戚等の人々がなり、人数は一人か二人である。例えば、順義県沙井村では、「媒人はどんな人になるのか」誰でもよい、主に親友がなる<sup>⑮</sup>。「媒人は一人か二人か」一人が普通、二人のものもある<sup>⑯</sup>。「多く男か女か」男女ともにある<sup>⑰</sup>とあり、昌黎県侯家宮では、「どういう人が媒人になるか」親戚、朋友、一家子の中<sup>⑱</sup>。「それは男の方だけか、女の方にもあるか」女の方から来る場合もあるが男の方から行くのもある。いずれにしても一人<sup>⑲</sup>、あるいは「媒人にはどんな人が多いか」男の老人が多い<sup>⑳</sup>

「これは親戚や朋友か」然り。それが多い<sup>㉑</sup>とある。媒人は男の方から出す場合、女の方から出す場合、あるいは両方から出す場合があるが、男の方から出す場合が多いようである。「媒人は女の家の方から出るのか男の家の方から出るのか」女の方から出るものもある<sup>㉒</sup>。「男女雙方の家からそれぞれ媒人が出て二人の媒人が話を進める場合ありや」あり<sup>㉓</sup>、そして、「女の方から男の方へ話をすることは多いか」男の方が多い<sup>㉔</sup>とある。これら媒人が牙行や經紀、あるいは行商人等をしている例はなく、「媒人をいつもしている人ありや」なし<sup>㉕</sup>とあるごとく、媒人を職業としていない者もいない。また、媒人への礼も食事に招待する程度で、金銭の授受はない。「媒人にどんな礼をするか」親戚だから礼はない<sup>㉖</sup>「親戚でなければ礼品を送る、茶、菓子。銭は贈らない」<sup>㉗</sup>「大体いくら位のものか」三、四圓<sup>㉘</sup>と。

次に、具体的に媒人の例をみると、第六表のごとくである。媒人が二人は二例で、他は全て一人である。第六表より結婚当事者と媒人との関係を見ると、重複する分も含めて、同村一四例、親戚一〇例、同族四例、友人一例、その他二例となる。友人は一例と少ないが、同族、親戚でない同村人の多くは友人とも考えられる。媒人が、二人ある場合、媒人同士の関係がどうであるかを見ると、No. 4は媒人の妻達が姉妹であり、No. 2は媒人が同村人で、

両例とも媒人同士で人的関係がある。このように通婚圏を形成する基本要因は、村落、親戚、同族にあり、媒人は男女両家に人的関係をもっている。そして、媒人による定婚の縁結びを見ると、次のようである。「どういようにして話を運んだか」李燕田は杜祥（媒人―筆者）の長男の妻の弟であって、李燕田の子が杜祥の家に遊びに来る。好い子であり、十五歳になって定婚していないから、よい娘を紹介してやりたいと思っていたところ、楊永源の所によい娘があったので、行って話をしたところ、先方もよい婿を世話して呉れとのこと故、両家に話をしてきめた<sup>④</sup>と。

ところで、№5は死夫婦（冥婚、陰親、鬼婚）、№20は董養娘であるが、これらも一般の定婚と同様、媒人を通じて行われる<sup>⑤</sup>。

また、出稼ぎによる農民の社会領域の拡大に伴って通婚圏も拡大すると考えられるが、寺北柴村の出稼ぎは石家荘への店員とか苦力が三〜四人いるだけで、一般に店員とか苦力の出稼者は貧しくて嫁のもらえない者である。第六表の№12は出稼先で結婚しているが、媒人は同じ出稼先の同村出身者である。その他にも階層差による社会領域の相違が通婚圏の相違となって現われる可能性もあるが、寺北柴村は貧村で地主はなく、小作人が多い。地主は畷城に住む商人で、その間に通婚は見られない。というのは、農家の嫁は農家からもうのが適している。例えば、「嫁入りする時

には門当戸対ということをいうか<sup>⑥</sup>」「どういよう意味か<sup>⑦</sup>」は農、商は商、貧は貧、富は富」「職業がちがったら門当戸対といわないか<sup>⑧</sup>」役人と農家とでは門当戸対といえない<sup>⑨</sup>とある。

- ① 第一卷、二八三頁。
  - ② 第三卷、八八頁。
  - ③ 第三卷、一〇一頁。
  - ④ 第三卷、一四七頁。
  - ⑤ 第三卷、一〇〇頁。
  - ⑥ 第三卷、八〇頁。
  - ⑦ 第四卷、四五一頁。
  - ⑧ ⑨ 福武直、前掲書、三二四頁。また、天野五之助、前掲書上、一六一〜一六六頁を参照されたい。
  - ⑩ 第三卷、一四七頁。
  - ⑪ 第四卷、一四〇頁。
  - ⑫ 第四卷、六五頁。
  - ⑬ 第五卷、四九八頁。
  - ⑭ 第三卷、一一〇頁。
  - ⑮ 第三卷、一〇〇頁。
  - ⑯ ⑰ 第三卷、一〇一頁。
  - ⑱ 第三卷、一二五頁。
- ⑲ 媒人の役割はここまでであり、結婚後の様々な事件が起こっても媒人は一切関知しない。結婚の儀式については、天野、前掲書上、三〇五〜三二三頁、内田智雄「中国農村に於ける結婚と世代の問題(II)」『同志社法学』第一、一九四九年六月を参照のこと。
- ⑳ 第三卷、一〇六頁。

②① 第三卷、三四頁。

②② 第三卷、一四七頁。

②③ 「それは一般にこの地方の習慣か然り。村内で結婚すると街坊の輩が変るので村内の結婚は少い」「街坊の輩が変るために村内の結婚を嫌うのか然り」、また、「村の中で結婚する人があるかあるが少い」「なぜか村に前輩(街坊の輩のこと―筆者)があり、村内で結婚するとそれが変るから」と。第一卷、一五六頁、一八二頁。

②④ 第四卷、一〇七頁。

②⑤ 第三卷、七五頁。

②⑥ 第三卷、一四八頁。

②⑦ 第三卷、一〇九頁。

②⑧ 第三卷、八〇頁。

②⑨ 第三卷、一四四頁。

③① 第三卷、一四二頁。

③② 山東省歴城県冷水溝荘では寡婦が妾として二〇〇元で買われている。

③③ 第四卷、一六頁。

③④ 第三卷、一四二頁。

③⑤ 第三卷、一四七頁。

③⑥ 第五卷、四九八頁。

③⑦ 第三卷、一二六頁。

③⑧ 第一卷、二五〇頁。

③⑨ 香港の客家の通婚圏では六・四八・〇キロメートルという調査結果がある。Jean A. Pratt, "Emigration and Unilineal Descent Groups: A Study of Marriage in a Hakka Village in The New Territories, Hong Kong", *The Eastern Anthropologist* vol. 13, No. 4, 1960.

④⑩ 既述したごとく東関の小集は県城集であるため、標準市場にしては

規模が大きく、寺北柴村の通婚圏は結果として広くなっている。当時の農村調査は治安の関係上県城付近に調査村が選定されており、県城集以外の標準市場に通婚圏を求めることは不可能である。しかし、他の諸研究からも市場圏と通婚圏は重層すると考えられる。

④① スキナー、前掲邦訳書、五一頁。

④② 第一卷、二六六頁。

④③ 第五卷、七二頁。

④④ 第五卷、四七八頁。

④⑤ 第五卷、四五五頁。

④⑥ 第五卷、四七八頁。

④⑦ 第五卷、四五五頁。

④⑧ 第一卷、二八〇頁。

④⑨ 第一卷、二七九頁。

⑤⑩ 冥婚についての具体的事例は、内田智雄『中国農村の家族と信仰』清水弘文堂、一九七〇年、三〇五七頁と、中田睦子「冥婚から陰陽合婚へ」『季刊人類学』一〇ノ三、一九七九年とを参照されたい。

⑤⑪ 福武氏は農民の社会領域の拡大が当時の中国においてあまり進展しておらず、たとえ拡大してもそれが通婚圏の拡大に結びつかないと、次のように述べる。「然し現在の所、かうした拡大を促す諸原因即ち交通手段の発達とか人口移動の影響とか農民の生活分野の拡張とかいふ様な条件は左程進展してあるものではない。勿論村落内に移住者が多くなる場合、同郷関係を辿るために普通の通婚圏を超出した結婚が行はれるであろう。又農村の窮乏と共に職業流出する子弟が増し、之等が他郷で結婚して再び帰郷するといふことも考えられよう。けれどもこの様なことゝ一般的なことではなない、即ち前の場合の如きは特別の事情なき限り起り得ないであろうし、後の場合に於いても、家長権の依然として強く婚姻が当事者の問題でなく家の問題である中国に於

「いは他郷で自由に子弟が結婚するといふことは少いであらう」。前掲書、二二九頁。

⑤② 第三卷、三七頁。

⑤③ 第三卷、一四五頁。

#### 四、結 語

以上、旧中国農村における市場圏と通婚圏について考察してきたが、再度ここに整理しておく。旧中国農村の伝統的結婚様式のもとにおいて通婚圏は狭く、その範圍は妻が里に日帰りでできる距離である。しかも、通婚圏は農民（特に媒人）の社会交通領域に規定され、市場圏に包摂されている。ところが、通婚圏が市場圏に包摂されているといっても、それは大枠であり、無媒介的に包摂されているのではない。その間には、村落、同族、親戚等の地縁的血縁的な中間的諸組織<sup>②</sup>が介在しており、これらの中間的諸組織を抜きにしては当時の中国農村を理解することはできない。筆者はこれを「生活共同体」<sup>③</sup>と呼んできた。

旧中国農村において、一定程度の商品貨幣経済の発達とそれに基づき市場圏の拡大は、西欧の局地的市場圏のように独立自営農民を形成しなかった。中国農民は商品貨幣経済の渦中にはいたが、自らの生産物を市集において換金し、その剰余でもって拡大再生産を行なうのではなく、公租公課、小作料等の支払い、日常

生活必需品購入のため、生産物を換金せざるを得なかった。そこでは、農民は収奪の対象でしかなく、市民社会的個人を形成する余裕はなかった。確かに市集における社会関係は物的依存関係の色彩が強いが、日常における農民間の基本的社会関係は人的依存関係である。というのは、各農家の農業経営は比較的個人主義的に行なわれているようであるが、人工災害（国家による苛斂誅求、匪賊等の外圧）、旱魃、水害、蝗害等の自然災害に対して守つてくれるべきものはなく、ましてや個人的にも解決しえない。農民にとつて依拠すべきものは地縁的血縁的な「生活共同体」であり、既述したごとく農耕・水利・土地の売買、金融、祭祀等の農民生活をこの「生活共同体」を基盤にして維持することができた。そして、考察してきたごとく結婚の場合もこの「生活共同体」を通じて通婚圏を形成している。<sup>⑤</sup>

① 伝統的な結婚様式においては、結婚の当日、花嫁は嫁入道具と一箱に行列をつくって花婿の家へ行くのであり、また、妻は時々里に帰るが、これらの場合徒歩で半日で行ける距離でなければならない。

② 村松祐次氏は「中間的な諸団体」と呼んでおられ、筆者もそれに倣った。すなわち、「とくに西欧の近代国家―市民社会的應制において、甚だ重要な機能を果たす国家―政府について、この国の場合にはそれを形成する官僚が、ともすれば同様の私利追求的傾向を排除し得ないことは、この国の政府の対外的防衛機能、および対内保証機能を結果として甚だ不充分なものにし、したがって人は前述のごとく同郷、同業、



地域的共住等、様々な諸契機によってわずかに自衛と私的保証とを試みざるを得ない」。前掲書、一九六頁。中間的な諸組織に対する筆者と村松氏との認識の相違は、氏がそれを私人組織と考えておられるが、筆者が「共同体」と考える点である。筆者の「共同体」認識については、前掲論文「非西欧世界における『社会革命』の意義」を参照されたい。

③ 前掲拙稿「解放前の華中江南農村の一性格」を参照。

④ 農業を補完する共有地が少なく、耕地強制等があまり見られない。また、地主・小作関係は契約関係の色彩が濃い。

⑤ 旧中国農村と同様、現代中国農村においても、人民公社間の人的移動の欠如、生活難（農業生産力が低い）等が存在するとすれば、恐らく「生活共同体」は瞭然として機能していると考えるが、過言であろうか。

（京都大学農学部研究員）

〔追記〕 本稿は昭和五五年度日本農業経済学会大会での報告に加筆したものである。